

近代中国におけるアヘン・麻薬問題と日本居留民

小林元裕

Opium, Drug Problems and Japanese Residents in Modern China

KOBAYASHI Motohiro

1. はじめに—現在までの研究経緯

私自身がこれまで取り組んできた研究テーマを振り返ってみると、次の4点に大きく分けられます。第1に「中国と東京裁判」、第2に「近代中国のアヘン・麻薬問題」、第3に「近代中国における日本居留民」、そして第4に「日中戦争（抗日戦争）論」です。これらの研究テーマはそれぞれが独立して成り立っているわけではなく、密接に絡み合っ「日中近現代史」という大きなテーマを構成しています。今回は報告の表題を「近代中国におけるアヘン・麻薬問題と日本居留民」としましたが、以下にこれらの4つの研究テーマの内容を説明しながら、それぞれにどのような問題が存在し、すでに解明された問題とまだ解明されていない問題を確認することで、私自身の今後の研究課題を明確にしたいと考えます。そしてこのような研究内容を授業にどう活かしていくかについても最後に触れてみたいと思います。

2. 中国と東京裁判

第2次世界大戦終了後の1946～48年に、日本の戦時中における戦争犯罪を裁いた極東国際軍事裁判いわゆる東京裁判が開かれました。中国関係では、満洲事変、日中戦争勃発後の日本軍による虐殺事件（南京事件）など、日本国民のほとんどが戦時中に知るすべもなかった日本の侵略行為について、中国検察官らが中心となつてのその事実を白日の下に晒しました。

東京裁判については、その歴史評価を巡り、アメリカ、イギリスなど戦勝国による押しつけ裁判であり、公正な裁判とは認められないとする議論が現在でも日本に根強く存在します。しかし、東京裁判の開廷によって、戦時中に見ることのできなかつた日本政府、陸海軍の公文書が一部とはいえ公開され、そこから多くの歴史事実が発掘されたのは紛れもない事実なのです。

東京裁判は連合国であるアメリカ、ソ連、中国、イギリス、フランス、オーストラリア、カナダ、オランダとインド、フィリピンの10か国によって構成されました。この時点でインドとフィリピンはまだそれぞれイギリス、アメリカの植民地でした。ナチスドイツを裁いたニュル

ンベルク裁判が、アメリカ、ソ連、イギリス、フランスの4か国によって構成されたのに比べ、東京裁判は倍以上の国家によって担われたわけです。東京裁判ではオーストラリアのウェップが裁判長を務め、法廷言語として英語と日本語の2つが使用されました。裁判の速記録がこの2か国語で記されたため、東京裁判に関する研究はこの2言語による研究が中心となり、必然的に日本とアメリカ2国に関する分析が中心に行われてきたのです。そのためロシア語、中国語、フランス語、オランダ語を使用したソ連、中国、フランス、オランダ等との関係からみた東京裁判研究は少数ながら存在しますが、いまだに十分とはいえない状況にあります。

そこで私は東京裁判と中国の関係について着目しました。私と東京裁判研究との出会いは大学院生時代にまでさかのぼります。私は恩師の指導に従って、東京裁判で重要な役割を果たした旧日本陸軍軍人である田中隆吉（陸士26期）の国際検察局における尋問記録の翻訳を資料集として出版しました¹。戦時期に兵務局長を務めた田中は日本軍に関わる情報だけでなく、日本の社会思想や政治動向に関する貴重な情報を国際検察局に提供することで自分が戦犯に指名されないよう政治取引をしました。彼が国際検察局にもたらした情報は、戦前期日本の政治・軍事組織の知識に疎い検察側にとってそれらを理解するうえで大きな支えとなりました。なかでも重要なのは、個々の事件についての情報よりも、その情報を持っている核心的な人物についての情報を国際検察局にもたらした点にありました²。

東京裁判と中国の関わりについて述べれば、中国では東京裁判でとりあげられた南京事件に研究の関心が集中し、東京裁判そのものに対する分析は長いこと放置されてきました³。中国におけるそのような状況が大きく変化したのは、2011年の上海交通大学東京裁判研究センター（東京審判研究中心）の設立でした。同センターは日本やアメリカだけでなく、世界各国で出版されている東京裁判関係の文献を収集、翻訳して出版し、さらには収集した公文書のコピーを有料でWEB上に公開しています。資料の収集と公開という面で日本は中国に完全に後塵を拝している状況です。

上海交通大学東京裁判研究センターは、東京裁判で中国の代表判事を務めた梅汝璈、そして検事を務めた向哲潯の資料を、遺族らの協力を得て発掘し、復刻しています⁴。これらは東京裁判の審議内容やプロセスを考察するうえで非常に貴重な資料となっています。本来であれば、梅判事の日記は東京裁判の判決作成プロセスを解明するために欠かせない資料となるはずでしたが、残念なことにこの日記は東京裁判が始まってすぐの段階で記述が終わってしまいます。遺族によれば、日記は文化大革命の際に紛失してしまったそうです⁵。1948年に東京裁判が終了して帰国した梅汝璈は国民政府の役職に就かず、国共内戦期に一時香港に逃れ、中華人民共和国が建国されると北京に戻って外交部顧問や、全人代表などを歴任したのですが、その選択によって重要な歴史資料を失う結果となってしまったのです。

東京裁判において中国が日本の何を裁こうとしたのかについては、2016年の東海大学史学会大会ですでお話したことがあるので、ここでは要約のみを記します⁶。第二次世界大戦が最終局面に入ると、連合国は敵国であるドイツと日本を戦争終了後にどう裁くかについて議論を始めます。1944年11月、連合国は中国の重慶に極東太平洋小委員会を設立して、日本の戦争犯罪調査や戦犯容疑者リストの作成にとりかかりました。この段階で中国は、日本が中国で行

なった戦争犯罪として、①日本軍の毒ガス使用、②日本軍による無防備都市及び非軍事目標への爆撃、③日本軍国主義が中国民衆に実施した各種の暴行行為の3点を考えていたようです。これは当時、極東太平洋小委員会の議長を務めた王寵恵が記録を残しています⁷。日本軍は中国軍に対し戦時国際法に違反する毒ガスを戦場で使用しましたし、1937年の開戦以降には上海や、国民政府が臨時首都を置いた重慶に対して空爆を行って非戦闘員を多く殺傷しました。そして、まさしく東京裁判でその事実が明るみにさらされた南京事件のように、日本軍は中国の各地で一般人や捕虜を殺傷したのです。つまり、中国としては、戦時国際法に照らし日本の犯罪性が明らかで、なおかつ訴追が可能な点に絞って日本を裁こうとしたと考えられるのです。

ところが、第二次世界大戦が終結して、実際に東京裁判の準備が進められる段階になると、この方針は大きく変わります。開廷の準備を進めるため東京に赴いた向哲濬検察官は、東京裁判の検察機関として設置された国際検察局（IPS）からの要請として、中国本国に3件の事実確認とその証拠資料を送るよう要求します。その3件とは、①1931年の満洲事変及び1937年の盧溝橋事件、②日中戦争期の松井石根将軍と畑俊六将軍指揮下の日本軍による暴行及びその他の国際法に違反する行為、③アヘン問題についてです。これら3件についてはその後の法廷ですべて取り上げられ、日本の戦争犯罪として裁かれることとなります。つまり王寵恵が当初、想定した日本の戦争犯罪で、実際に法廷で裁かれたのは南京事件に代表される「日本軍国主義の中国民衆に対する暴行行為」のみだったのです。東京裁判では、日本軍の毒ガス使用、そして都市に対する無差別爆撃については法廷で取り上げられなかったのです。これは明らかにアメリカの戦後方針から生み出された政策といえます。すなわち、毒ガス戦に関しては、東京裁判の法廷で取り上げることで化学兵器の情報がソ連に渡るのを防ぎ、また、都市無差別爆撃に関しては、アメリカ自らの戦争犯罪、いうまでもなく、東京大空襲や広島・長崎に対する原爆投下に問題が及ぶのを防ぐ目的があったと考えられるのです。このように東京裁判は、中国が裁こうとしていた日本軍の毒ガス使用と都市無差別爆撃について戦争犯罪を問えないまま終わります。しかし、その一方で、当初予定していなかった、日本のアヘン・麻薬密売による犯罪事実を白日の下にさらすことになるのです。

3. 近代中国のアヘン・麻薬問題

周知のとおり、近代中国におけるアヘン貿易とそれが引き起こした問題（「アヘン禍」）はイギリスとの間に戦われた2度のアヘン戦争、すなわち、1840～42年のアヘン戦争、そして1858～60年のアロー戦争を契機に、中国に大きく広がっていきました。アロー戦争の結果、清朝は天津条約を結んでアヘンの合法化に初めて踏み切ります。アヘンによってもたらされる様々な厄災は実は2度のアヘン戦争から始まるといっても過言ではありません。これらの歴史事実は高校の『世界史』教科書には出てきません。そして、その後、イギリスでの人権意識の高まりと自由貿易の進展によって、イギリスが中国とのアヘン貿易を徐々に縮小していったのに対し、イギリスに代わって歴史の舞台に登場したのが実は日本でした。中国で展開された列強による利権獲得競争に遅れて登場した日本は、イギリスの後を追うようにアヘン・麻薬の販売に手を

染めていきました。この日本国家によるアヘン・麻薬政策とその販売、また日本の植民地下にあった朝鮮人らを含む日本居留民によるアヘン・麻薬密売は上記したように東京裁判で究明され糾弾された日本の犯罪行為の一つでした。

中国におけるアヘン・麻薬問題について私が発表した論文は拙著⁸に収録したものの他に、次の2点を近年発表しています。

- ・「華北在留朝鮮人と蘆台模範農村」（松本ますみ編『中国・朝鮮族と回族の過去と現在』創土社、2014年）
- ・「解説」（朴樞著、小林元裕・吉澤文寿・権寧俊訳『阿片帝国日本と朝鮮人』岩波書店、2018年）

前者は、アヘン・麻薬販売に携わり、自らもアヘン中毒に陥った朝鮮人を「更生」させるために日本の天津総領事館と特務機関、そして対日協力政権である冀東防共自治政府などが天津郊外の蘆台につくった模範農村について新事実を発掘した研究です。また、後者は韓国におけるアヘン・麻薬問題研究の第一人者であり、私の古い友人の一人である朴樞氏の研究書を翻訳したもので、日本の植民地下にあった朝鮮及び朝鮮人とアヘン・麻薬関与についてまとめた意欲的な研究です。

アヘン・麻薬問題については、かつて辞典に「阿片政策」として書いたことがあるので、ご参考までにここに再録しておきます。

阿片政策 日本の近代、特に日中戦争以後における阿片、モルヒネ、コカインなど麻薬に関する政策。その立案、生産、配給、管理等については、日本国内では内務省、厚生省が、国外では外務省、興亜院、大東亜省及び植民地官庁が管掌、占領地では日本軍が実質的に遂行した。

明治維新後、日本は国内における阿片の製造、販売、使用を医療目的以外で厳重に取締り、阿片は大きな問題とならなかった。しかし日清戦争以降、植民地として台湾・朝鮮を、租借地として関東州を、さらに上海、天津等の租界や山東半島を獲得すると日本は阿片問題に直面することになった。台湾と大連では阿片の漸禁政策を採用して専売制度を導入、朝鮮では阿片原料の罌粟を栽培した。

第一次世界大戦によって医療用モルヒネの輸入が途絶すると日本の製薬会社は1915年にモルヒネを国産化、大阪府の農民である二反長音蔵が罌粟の栽培に尽力した。日本は12年から31年にかけて阿片・麻薬の生産、輸出入、販売の制限に関する四つの国際条約に調印、批准していたが、大連、天津、上海などの地で多くの日本人、朝鮮人が日本産モルヒネの密売に従事、日本の阿片取締りに対する非協力的な態度が国際連盟や国際会議で非難された。

中国では南京国民政府が28年から本格的な禁煙政策に取り組んだが、日本は32年満洲国を樹立して罌粟の生産と専売を開始、37年日中戦争が勃発すると内蒙古に蒙疆政権を樹立して阿片を生産、他地域・国に移輸出させた。日本軍は民間人の里見甫を起用して上海に華中宏濟善堂を設立、当初は三井物産が密輸入したイラン産阿片を、39年末からは蒙疆阿片を中国人商人の阿片ネットワークを利用して販売させた。その巨額な収益は汪兆銘政

権の樹立工作やその財源、また日本軍の資金源として使用された。太平洋戦争勃発後、日本は占領したシンガポールでも阿片を精製、販売した。急激なインフレが進む占領地において阿片は物資購入のための通貨の役割を果たした。43年南京その他の都市で学生らの反阿片デモが発生すると里見は華中宏済善堂を辞職、45年敗戦によって国策としての日本の阿片政策は終わりを告げた。46年東京裁判は日本の阿片政策の犯罪性を追及、事実関係の一端を明らかにした⁹。

また、もう10年前になりますが、NHKが拙著の収録論文を利用して、「NHKスペシャル 調査報告 日本軍と阿片」(2008年8月17日[日]午後9:00~9:59)を制作し、私もその制作に協力したことがあります¹⁰。この作品はネット上で動画が見られるようですから、興味のある方をご覧ください。正直なところ、ドキュメント番組としてももう少し内容を掘り下げてほしかった部分があくつかあります。しかし、自分の研究が一部とはいえ映像化され、NHKのネットワークの広さと取材力を見せつけられ、個人で研究することの限界性を強く感じました。そこで私は現在、他大学の研究者とともに、近現代のアヘン問題を世界的な規模で分析する研究会で中国国民政府のアヘン・麻薬政策とその実態を研究しています。

4. 近代中国における日本居留民

近代日本が国家規模でアヘン・麻薬政策を推進した一方で、中国でアヘン・麻薬の販売を担ったのが、中国を生活の場とした日本居留民でした。現在ではニュースなどで海外「邦人」などと表現される言葉ですが、日本居留民とは一体何でしょうか。不思議なことに従来の研究では、日本人だけでなく、日本植民地下にあった台湾人、朝鮮人を含めて「日本人居留民」と表現していました。これでは歴史用語として使用法が不正確なので、私は日本人だけでなく、台湾人、朝鮮人を含めた「日本居留民」という言葉を拙著で定義しました¹¹。

拙著出版以降に発表した日本居留民関係の論文としては次の3点があります。

- ・「日中戦争と華北の日本居留民」(久保亨・波多野澄雄・西村茂雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容(日中戦争の国際共同研究)』慶應義塾大学出版会、2014年)
- ・「中日戦争爆発と天津的日本居留民」(『抗日戦争研究』2014年第2期)
- ・「日中戦争期華北の日本居留民—居留民組織・団体と徴兵検査を中心に—」(『新潟国際情報大学 国際学部紀要』1号、2016年4月)

研究史でみたとき、近代中国における日本居留民研究は上海の日本居留民を中心に進展してきましたが、私は研究の薄い華北、なかでも天津と北京の日本居留民を対象に研究を進めています。近年では1937年以降の日中戦争期華北の日本居留民団(居留民会)をはじめとする居留民組織や団体、例えば在郷軍人会や国防婦人会の活動に着目して、日本国内とは異なるかたちで展開された国民の戦争動員と協力について分析しています。この点に関しては次の日中戦争(抗日戦争)論と重なる部分が多いので、次項で改めて論じます。

5. 日中戦争（抗日戦争）論

近年、私がかつとも力を入れているのが日中戦争すなわち抗日戦争を見直す作業です。これは2015年が日中戦争終結70周年であり、2017年が日中戦争の発端となった盧溝橋事件勃発80周年だったことに関係します。私は、中国北京で2017年7月に開催された国際シンポジウムで、「物資争奪戦の日中戦争—以偽造法幣工作為中心」（中国抗日戦争史学会・中国社会科学院歴史学部・中国社会科学院近代史研究所『紀念全面抗戰爆發八十周年國際學術研討會論文集(三)』2017年7月）を、同年8月に中国内モンゴル自治区フフホト市の内モンゴル師範大学で開催された国際シンポジウムでは『東亜新秩序』と内モンゴル」を報告しました。そして、これら2つの国際シンポジウムに参加して見聞き考えたことを、「日中戦争史研究の現在—抗日戦争勃発80周年国際シンポジウムに参加して—」（『近代中国研究彙報』40号、2018年3月）にまとめました。その後、この内モンゴルでの発表をもとに、「日中戦争と華北・蒙疆」（『年報日本現代史』23号、2018年12月）を執筆しています。

ここでは現在、私が考えている日中戦争研究の課題についていくつか指摘しておきたいと思っています。私が大学院に進学した1980年代当時、日中戦争研究の課題は「侵略する日本と抵抗する中国」、「加害者日本と被害者中国」という、ある意味で単純な日中間の「対立」構造から分析する研究が中心でした。特に南京虐殺に代表される日本の戦争犯罪の事実究明に力が注がれたのです。その後、1990年代に入り、戦後50年となる1995年にかけて、それまで議論されてきた日本の戦争責任だけでなく、戦後責任、そして戦後補償の問題にまで議論が広がっていき、資料発掘の進展にあわせて研究テーマも広がっていきました。

2019年現在、私は日中戦争史研究において究明していくべき重要な課題として次の3つを考えています。一に「被占領地と非占領地」、二に「加害と被害」、三に「前線と銃後」の問題についてです。

まず「被占領地と非占領地」についてですが、故古厩忠夫が上海を例に、日中戦争勃発によって戦火に巻き込まれ、日本軍が占領した上海に引き続き残った中国人には、①上海の租界を拠点に抗日救国の活動をしようとした人々、②上海に留まることで利益を見いだそうとした人々、③どこにも行き場がなく仕方なく上海に留まった人々、の3種類の人々がいて、中国人にとっての「抵抗」は一元的な構造で説明されるものでないことを夙に指摘しています¹²。中国には都市レベルでなく「面」として、中国東北部に日本がつくり出した「満洲国」や、蒙疆と呼ばれた内モンゴルなど、漢族以外の民族が多く居住する地域があったわけですが、これらの地域では、民族という問題が「抵抗」の内容をさらに複雑にしていました。つまり、民族という視点から日中戦争を考えると、漢族以外の民族には、①漢族と共同して日本に抵抗する、②日本を利用して中華民国からの独立を目指す、という選択肢が存在し、日本は実際に後者を利用しようとしたのです。そして、その他にも都市部と農村部での状況の違いも考慮しないと「抵抗」の実相は見えてきません。もちろん、日本に占領されなかった地域には、重慶に国民政府が臨時首都を築き、中国共産党が抗日根拠地（辺区）に拠って日本に抵抗を続けました。日中戦争勃発直後には国民党と共産党の間に第二次国共合作が結ばれ、協力体制が築かれたのです

が、日中戦争が長期化すると両党の間には対立が目立つようになっていきます。したがって中国の「抵抗」は決して一枚岩ではなく、複雑な様相を呈していたといわざるをえません。

次に「加害と被害」の問題です。これまでの研究が明らかにしてきたように、日中戦争の加害者は日本であり、被害者は中国という構図に間違いはありません。しかし、当時の政治状況を民衆レベルの視点でみると、そこには日本人だけでなく、日本に「協力」した中国人、また日本の植民地地下にあった台湾人、朝鮮人らによる中国人への「加害」があったことを考える必要があります。ここでいう「加害」とは必ずしも暴力行為によるものだけを意味しません。「加害」の側に回った中国人は戦後、漢奸裁判にかけられ、「民族の裏切り者」として糾弾されます。また、中国に渡った台湾人には、教師や医者など知的労働に従事する割合が多かったのですが、例えば「満洲国」で働いた経験を持つ台湾人は、戦後、台湾に戻ると、国民政府の支配下において大陸同様に「民族の裏切り者」として長いこと非難の対象と見なされました¹³。そして、朝鮮人のなかには中国でアヘン・麻薬の密売に従事し、日中戦争の最前線で日本軍に協力した者が存在しました¹⁴。台湾、朝鮮は日中戦争期に日本帝国の一部であったという事実を忘れてはいけません。しかし、「抵抗」する中国人から見れば、彼らは日本の側に立つ、紛れもない「加害」者だったのです。

最後に「前線と銃後」についてです。中国では、日本軍と戦っている地域が前線であり、日本軍の侵攻がまだ及んでいない中国西南・西北部の重慶を臨時首都とする国民政府支配地区を「大後方」と呼んでいます。この「大後方」が日本語でいう「銃後」に相当します。一方、日本では、一般に、実際に戦闘を繰り広げている中国大陸が「前線」であり、日本国内が「銃後」と位置づけます¹⁵。1941年12月に始まった太平洋戦争でもこの構造は変わらず、「前線」は国外、「銃後」は国内にあったと一般に考えられています。この構造は戦争末期の沖縄戦で日本国内が戦場となり、実際には「前線」と化したわけですが、このような歴史認識は日本人にほとんど共有されていません。私は上記の4で論及した日本居留民研究を通じて、「銃後」は日本国内だけに存在したのではなく、北京・天津や上海のように戦前から日本居留民が多くいた地域においても存在したのではないかと考えています。この点に関しては今後、考察を深めていき、近いうちに成果を公表する予定ですが¹⁶、仮の結論をここで述べておけば、天津などは日中戦争において日本軍受け入れの前線基地となり、日本居留民は居留民団や在郷軍人会、国防婦人会のようなかたちで「銃後」を担ったのです。つまり、日本軍が占領した華北には「前線」でありながら同時に「銃後」という日本国内と異なる日常や生活環境が形成されたと考えます。「前線」と「銃後」は海を挟んで存在していたのではなく、「前線」のすぐ背後に「銃後」が存在したのではないかと、ということです。

6. 結びにかえて—授業への反映

以上に述べた私の研究内容を、そのままストレートに授業で学生に教えるのは、そう簡単なことではありません。私が研究しているテーマは、近現代の日中関係史や日中戦争史の全体像を学生たちに把握させたいと話すといくと、「日本だけが悪いのではなかった」とか、「中国の

側にも問題があった」という短絡的な理解をされてしまう恐れが大いにあります。ですから、私は授業で自分の研究成果を学生にストレートに伝えるという方法を採用していません。それでは自分の研究成果を一体何に活かしているのかといえば、私は研究成果の内容そのものでなく、学生の卒論の研究テーマや講義科目のレポート課題などをどのようにして見つけたらいいのか、といった方法論の面です。歴史の全体像から個別部分へ、個別部分から全体像へ、さらには、普遍性から特殊性へ、特殊性から普遍性へと、学生の気づきや発見を促していける授業を組み立てていくのが私の目指すところです。

【付記】 本稿は、文化社会学部 2019 年度第 2 回（通算第 6 回）研究交流会（2019 年 6 月 26 日 14 号館 14・405 教室）で行った報告の記録である。

註

- 1 栗屋憲太郎・安達宏昭・小林元裕編（岡田良之助訳）『東京裁判資料・田中隆吉尋問調書』（大月書店、1994 年）。
- 2 同前、405 頁。
- 3 2013 年 11 月に上海交通大学で開催された東京裁判国際学術シンポジウムにおいて、私は中国での東京裁判研究動向について報告しました（小林元裕「東京裁判と中国—その研究成果と課題」、上海交通大学『東京審判国際学術討論会論集 2013.11.12-14』）。
- 4 梅小璫・梅小侃編『梅迦璫東京審判文稿』（上海交通大学出版社、2013 年）、向隆万『向哲濬東京審判函電及法廷庭陳述』（上海交通大学出版社、2014 年）など。
- 5 梅小侃・梅小璫「紀念我們的父親（代前言）」（前掲『梅迦璫東京審判文稿』）7 頁。
- 6 小林元裕「東京裁判における中国検事の役割」（『東海史学』第 51 号、2017 年 3 月、2016 年 6 月 25 日に行なわれた 2016 年度東海大学史学会大会報告の要旨）133、134 頁。
- 7 祝曙光『法官外交家王寵惠』（海峡出版發行集團福建教育出版社、2015 年）238 頁。
- 8 小林元裕『近代中国の日本居留民と阿片』（吉川弘文館、2012 年）。
- 9 吉田裕ほか編『アジア・太平洋戦争辞典』（吉川弘文館、2015 年）19 頁。
- 10 NHK は番組内容を次のように説明しています。

昭和 12 年（1937 年）に勃発した日中戦争—。広大な中国で、日本は最大 100 万もの兵力を投入し、8 年に渡って戦争を続けた。武力による戦闘のみならず、物資の争奪戦、ひいては金融・通貨面でも激しい闘いを繰り広げた。

「戦争はどのようにして賄われたのか—」。最新の研究や資料の発掘によって、これまで全貌が明らかにされてこなかった中国戦線の「戦争経済」の様々な側面が浮かび上がっている。その一つとして注目されているのが、当時、金と同様の価値があるとされた阿片（アヘン）である。19 世紀以降、イギリスなど欧州列強は、中国やアジアの国々に阿片を蔓延させ、植民地経営を阿片によって行った。アヘンの国際的規制が強化される中、阿片に“遅れて”乗りだしていった日本。日本の戦争と阿片の関わりは、世界から孤立する大きな要因になっていたことが、国際連盟やアメリカ財務省などの資料によって明らかになってきた。また、これまで決定的なものに欠けるとされてきた、

陸軍関係の資料も次々に見つかっている。軍中央の下で、大量のアヘンを兵器購入に使っていた事実。関東軍の暴走を阿片が支えていた実態。元軍人たちの証言からも、日本軍が阿片と深く関わっていた知られざる実態が明らかになってきた。

番組では、日本と中国の戦争を、経済的側面からひもとき、知られざる戦争の実相に迫る（NHKスペシャル、<https://www6.nhk.or.jp/special/detail/index.html?aid=20080817>）。

- 11 前掲『近代中国の日本居留民と阿片』3、12頁。
- 12 古厩忠夫『日中戦争と上海、そして私 古厩忠夫中国近現代史論集』（研文出版、2004年）8～12頁。
- 13 林ひふみ「満洲国の台湾人と日本人、その戦後 董清財、吉崎ヨシ夫妻の足跡」（『明治大学教養論集』通巻441号、2009年1月）5頁。
- 14 前掲『阿片帝国日本と朝鮮人』第5章。
- 15 加納実紀代『新装版 女たちの〈銃後〉増補新版』（インパクト出版会、2019年）65、66頁。
- 16 この点については2019年11月2日、台湾台北市の台湾大学で開催された「東アジア日本研究者協議会第4回国際学術大会」の「戦時期帝国日本の空間と移動—植民地・東アジアを範囲として—」セッションにおいて『『前線』・『銃後』としての中国占領地—日本居留民の視点から—』として報告しました。